

## 居住地以外の場所（選挙区）への投票を認めている海外の事例について

（ 英国 ）

以下の回答は、原則イングランドの制度について回答している。スコットランド、ウェールズ、北アイルランドについて特筆すべき差異がある場合は、「※」書きで回答の下部に補記している。

### 1 導入の時期、経緯（背景）

1983年国民代表法（Representation of the People Act 1983）を根拠に、一定の条件下で、一部の選挙において2つの選挙区への投票や選挙区を選んで投票することが可能である。

同法第4条は有権者登録の権利について、第5条は第4条に定める有権者登録に際する居住地について定めている。第5条2項には、有権者登録に際する住所について、該当日にその住所にいるかどうかだけでなく、その他の状況も考慮しなければならないと定められており、同条第3項には、該当日に一時的に住居に不在であっても、その居住が中断されたとはみなされないケースを紹介している。第5条を根拠に、有権者登録に際して、2つの地域に居住していることや居住地の選択が認められている。

なお、第2条には地方自治体の有権者について、同じ選挙区内で2回以上投票する権利がないことが、第61条に二重投票が犯罪であることが示されている。

#### <参考>

- ・1983年国民代表法（Representation of the People Act 1983）

<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1983/2>

※本法は2020年スコットランド選挙（改正）法（Scottish Elections (Reform) Act 2020）により改正されており、第2条のとおり、スコットランドでは異なる選挙区であっても、2つの選挙区に投票することは認められていない。

### 2 対象選挙

- ・地方議会選挙
- ・警察・犯罪コミッショナー選挙
- ・地方自治体の首長選挙

なお、英国議会選挙、国民投票、ロンドン議会及びロンドン市長選挙については、1つの住所でのみ投票可能

※ウェールズ及び北アイルランドにおいては、イングランドと同様に、一部の選挙で2つの選挙区に投票することが可能。一方、スコットランドでは2つの住所で有権者登録をした場合も、1つの住所を選択して投票する必要がある（「1 導入の時期、経緯（背景）」参照）。ただし、住所の1つがスコットランド内、もう1つの住所がイングランド、ウェールズ、北アイルランド内にある場合は、2つの住所の地方選挙に投票することができる。詳細は以下の参考ウェブサイトを参

照いただきたい。

<参考>

- ・ 2軒の家で生活している場合の投票について《英国選挙管理委員会》

<https://www.electoralcommission.org.uk/i-am-a/voter/other-registration-options/voting-and-second-homes>

### 3 選挙権の要件

以下の場合には、2つの選挙区への投票や選挙区を選択が可能。

- ① 2つの不動産を所有してそれらの両方で時間を過ごしている場合や、異なる場所に居住する家族の家の両方で時間を過ごしている場合、両方の住所での投票登録が可能になることがある。なお、2つ目の住所で有権者登録をする際、それぞれの家で過ごす時間等が考慮されて審査を受けることとなる。審査を経て登録が承認された場合、対象選挙において2つの選挙区へ投票が可能となる。
- ② 学生は、自宅と学期中の住所が異なる市域にある場合、どちらか又は両方の地域で投票することを選択できる。

<参考>

- ・ 2軒の家で生活している場合の投票について《英国選挙管理委員会》（再掲）

<https://www.electoralcommission.org.uk/voting-and-elections/who-can-vote/other-registration-options/voting-and-second-homes>

- ・ 学生の投票について《英国選挙管理委員会》

<https://www.electoralcommission.org.uk/voting-and-elections/who-can-vote/students>

### 4 選挙区を選択方法

「3 選挙権の要件」①や②で第2の住所で投票を希望する場合は追加で有権者登録をする必要がある。

### 5 選挙権の行使方法

ウェブサイト又は紙媒体の様式を用いて有権者登録を行うことで、投票が可能になる。

<参考>

- ・ 投票方法《英国政府》

<https://www.gov.uk/how-to-vote>

## 6 選挙権行使の支援措置

「3 選挙権の要件」参考ウェブサイトのとおり、該当する方に対する案内がウェブサイト上に掲載されている。

## 7 不正防止措置（二重投票の防止等）

二重投票自体が犯罪であり、それを防止するための措置は存在しない。

## 8 国会議員定数への反映

選挙区割委員会（Boundary Commission）によって、原則、有権者定数と各選挙区内の有権者数の差が5パーセント以内に収まるように区割りを定めているが、その際に「3 選挙権の要件」の対象者をどのように扱っているかは公表されていない。

<参考>

- ・選挙区の見直しと国会議員定数<英国下院図書館>

<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/sn05929/>

## 9 住所地以外の選挙権の有権者数

非公表。